

千葉県中小企業再建支援金について

令和2年12月
千葉県商工労働部

千葉県では、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営状況にある中小企業等を支援する「千葉県中小企業再建支援金」について、**期間延長及び支給対象の拡大**を行うこととし、これに係る受付を10月1日から開始しましたので、お知らせします。

1 改正後の支給要件等 (※下線部が改正点)

改正の内容	売上を比較する月 (令和2年)	
	当初	改正後
<期間延長> ※ 支給対象：売上高の減少が前年同月比 50%以上の事業者等	1～7月 のいずれかの月	<u>1～12月</u> のいずれかの月
<支給対象の拡大> ※ 支給対象：売上高の減少が前年同期比 <u>30%以上</u> の事業者等	—	<u>6～12月の</u> <u>連続する3か月</u>

※ 8月末までに申請した方は、再度の申請をすることはできません。
(支給は1事業者1回限り)

2 受付期間

令和2年10月1日 (木) ～令和3年1月31日 (日) (消印有効)

問い合わせ先等

○千葉県中小企業再建支援金相談センター

【電話番号】 0570-044894

【受付時間】 午前9時から午後5時まで (土・日・祝日除く)

○専用のポータルサイト <https://www.chiba-shienkin.com>

※ 申請手続等を定めた「申請要領」を掲載しています。

※ 申請書類のダウンロードも可能です。